

島根県社会福祉施設等施設整備事業及び医療施設等施設整備事業  
に係る検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成30年3月26日付け地福第1473号島根県健康福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備に関する入札契約事務取扱要領の制定について」及び令和3年12月15日付け医第1281号島根県健康福祉部長通知「医療施設等施設整備事業の適正実施に関する指導事項の改正について」の別紙「医療施設等施設整備事業の適正実施に関する指導事項」における検査について必要な事項を定めるものとする。

(検査の目的)

第2条 検査は、国庫補助等に係る社会福祉施設等施設整備事業及び医療施設等施設整備事業（以下、「補助事業」という。）の適正な実施を期すとともに、良質な施設整備に資することを目的とする。

(検査員)

第3条 事業担当課長（以下、「担当課長」という。）は、前条の検査を行わせるために検査員を指名するものとする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

- 一 設計審査 設計図書の審査（別表1に掲げる補助事業に限る）
- 二 中間検査 工事中間時点において行う検査
- 三 完了検査 工事完了時点において行う検査
- 四 部分引渡し検査 工事完了前において、設計図書に定められた特定の部分（仮施設設備工事及び解体撤去工事等の独立した工程が完了した場合を含む。）が完成し、当該部分の引渡しを受ける必要がある場合に、当該部分の適否を確認するために行う検査
- 五 部分使用検査 工事の完了前において、特定の部分を使用する必要がある場合（解体撤去工事等の独立した工程が完了した場合を含む。）に、当該使用部分の安全及び適否を確認するために行う検査

(検査の方法)

第5条 設計審査は書面審査とし、中間検査、完了検査、部分引渡し検査及び部分使用検査は実地検査とする。但し、別表2に掲げる補助事業については、中

間検査及び完了検査は書面検査ができるものとし、部分引渡し検査及び部分使用検査は省略ができるものとする。

- 2 書面審査及び書面検査は、設計図書等の書類を精査して行うものとする。
- 3 実地検査は、補助事業者の事務所、工事現場その他必要な場所において、工作物、物件、帳簿、書類等を精査して行うものとする。
- 4 検査員は、検査のために必要がある場合には、補助事業者等に質問し、資料の提出を求めるものとする。
- 5 検査員は、検査の結果、補助事業の施行を不適切と認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を指示し、その措置結果の報告を求めるものとする。

(地域福祉課担当職員の審査及び実地検査への同行)

第6条 担当課長は、別表1に掲げる補助事業の設計審査に当たって、地域福祉課長へ担当職員の設計審査の依頼をし、技術的な助言、指導を受けるものとする。

- 2 別表3に掲げる補助事業の中間検査、完了検査、部分引渡し検査及び部分使用検査の実施に当たっては、地域福祉課長へ担当職員の間接検査、完了検査、部分引渡し検査及び部分使用検査の同行を依頼し、技術的な助言、指導を受けるものとする。

(検査手続き)

第7条 補助事業者は、建築基準法に基づく建築確認申請を行うと同時に、様式1により当該工事に係る設計図書を担当課長に提出するものとする。

- 2 担当課長は、様式2により設計審査に係る意見を付して設計図書を補助事業者に戻送するものとする。
- 3 担当課長は、中間検査、完了検査、部分引渡し検査及び部分使用検査の実地検査を行うときは、実施日の10日前までに様式3により補助事業者に通知するものとする。
- 4 検査員は、中間検査、完了検査、部分引渡し検査及び部分使用検査の実地検査を行ったときは、様式4により復命するものとする。

(検査後の措置)

第8条 検査員の復命により、次の各号に掲げる事項が認められたときは、島根県施設整備及び法人認可審査会(以下、「審査会」という。)において必要な措置の検討を行うものとする。

- 一 補助事業者が建設工事の予定価格の漏洩等の不正な入札又は一括下請、二重契約等の不正な契約を行っていた場合

- 二 手抜き工事、設計に基づかない工事内容の大幅な変更等を補助事業者が容認していた場合
  - 三 その他、重大な不適正行為を行っていた場合
- 2 知事は、前項の審査会の検討結果に基づいて、補助金等の不交付及び補助金等の返還並びに不正行為の公表等必要な処置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年10月19日から施行し、平成10年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。

(別表1)

## 設計審査を実施する補助事業

施設種別	対象施設
社会福祉施設	入居型施設（但し、大規模修繕を除く。）及び補助金額1億円以上の利用型施設
老人保健施設等	入居型施設（但し、大規模修繕を除く。）及び補助金額1億円以上の利用型施設
医療施設等	補助金額1億円以上の施設

(別表2)

中間検査及び完了検査を書面検査可能、並びに部分引渡し検査及び部分使用検査を省略可能とする補助事業

施設種別	対象施設
社会福祉施設	入居型施設（但し、大規模修繕に限る。）及び補助金額1千万円未満の利用型施設
老人保健施設等	入居型施設（但し、大規模修繕に限る。）及び補助金額1千万円未満の利用型施設
医療施設等	補助金額1億円未満の施設

(別表3)

中間検査、完了検査、部分引渡し検査及び部分使用検査の実施に当たって地域福祉課担当職員が同行する補助事業

施設種別	対象施設	検査の種類
社会福祉施設	入居型施設（但し、大規模修繕を除く。）及び補助金額1億円以上の利用型施設	中間検査 完了検査 部分引渡し検査 部分使用検査
老人保健施設等	入居型施設（但し、大規模修繕を除く。）及び補助金額1億円以上の利用型施設	中間検査 完了検査 部分引渡し検査 部分使用検査
医療施設等	補助金額1億円以上の施設	中間検査 完了検査 部分引渡し検査 部分使用検査